

第 2 号

9月6日 (火)

平成28年第4回氷川町議会定例会会議録（第2号）

平成28年9月6日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程（第2日目）

- 日程第 1 副議長辞職の件
- 日程第 2 承認第 7号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 3 承認第 8号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 4 承認第30号 氷川町職員の降給に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第31号 氷川町職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第32号 氷川町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第38号 氷川町災害による被害者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第33号 平成28年度氷川町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 9 議案第34号 平成28年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第35号 平成28年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第36号 平成28年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第37号 氷川町道路線廃止について
- 日程第13 同意第 1号 氷川町教育委員会委員の任命について
- 追加日程第1 議案第39号 工事請負契約の締結について
- 日程第14 議員派遣の件
- 日程第15 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第16 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1 番 河 口 涼 一
3 番 長 尾 憲 二 郎
5 番 江 寄 悟
7 番 松 田 達 之
9 番 米 村 洋
1 1 番 上 田 健 一

2 番 清 田 一 敏
4 番 上 田 俊 孝
6 番 三 浦 賢 治
8 番 片 山 裕 治
1 0 番 笠 原 良 一
1 2 番 永 田 義 昭

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 草 野 信 一 書 記 河 野 香 織

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	藤 本 一 臣	副 町 長	平 逸 郎
教 育 長	太 田 篤 洋	総 務 課 長	陳 野 信 次
企画財政課長	森 田 寿 也	税 務 課 長	岩 本 博 美
町民環境課長	野 田 俊 明	健康福祉課長	増 永 光 幸
農業振興課長	尾 村 幸 俊	農地整備課長	前 田 昭 雄
建設下水道課長	前 崎 誠	総務振興課長	木 本 栄 一
商工観光課長	西 田 美 子	会 計 管 理 者	濤 岡 美 智 代
学校教育課長	稲 田 和 也	生涯学習課長	沖 村 眞 一
農業委員会事務局長	星 田 達 也	代表監査委員	本 田 孝 志

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 副議長辞職の件

○議長（永田義昭君） 日程第1、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、上田健一君の退場を求めます。

[上田健一議員 退場]

事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（草野信一君） 平成28年9月6日、氷川町議会議長、永田義昭様。

氷川町議会副議長、上田健一。

辞職願。

この度、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可をされるようお願い出
ます。

○議長（永田義昭君） お諮りします。上田健一君の副議長の辞職を許可することに意
義はありませんか。江寄悟君。

[「休憩を先に」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 休憩、休憩。なら休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 副議長の辞表提出にあたっては、採決をとっていただきたいと
思います。

[「休憩」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議がありますので、起立によって採決します。

副議長の辞職を許可することに。

[「議長、休憩と言っとるでしょ。休憩は休憩させてくださいよ。」という者あ
り]

[「あのですね、いいですか。さっき、質疑が早かったけんと言うて、させたです
ね。そのあと休憩てなっとるじゃなかですか。」という者あり]

○議長（永田義昭君） 休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時03分

再開 午前10時30分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 異議がありますので、起立によって採決します。

〔「議長。結局、賛成討論せんと、反対討論せんと。」という者あり〕

○議長（永田義昭君） それでは、質疑はありませんでしょうか。笠原良一君。

○10番（笠原良一君） 今、控室で真意を聞きました。今までのごたごたした中でのあれだから、責任取って辞めるといような言い方でした。それで、副議長を片山副議長となったけど、それは片手落ちと。議長が辞めんのに、なんで副議長が辞めななかと。そんなら、片山は決まって片山議員にはまあ失礼な言い方だけど、片っぽばかりして片っぽ辞めるのは、こら片手落ち。それは続行せないかんじゃなかかというように、私は上田副議長で続行させるというように、私は意見です。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。米村洋君。

○9番（米村 洋君） あのね、その副議長がね辞意を表明したと。辞職を表明したということにおいてね、非常に議会がごたごたしているということ責任取って辞めると言っております。今、笠原議員が言ったようなことと、ちょっとね発言は似ていますけれど、非常に副議長だけ責任を取らせるということはね、ちょっと問題があるという解釈をしておりますね。だから、せっかく議長と副議長が選任されてそして7人ですね、あなたたちの前のメンバー7人の中で、あなたが推薦されて議長が推薦されて、副議長もそうやって推薦されてきました。そして結局、今からその副議長と、例え副議長も議長も一緒の確約書をやっております。2年したら辞めるとい。だからこれを破棄された。議長が自ら破棄されたことにおいて、この騒動が出てきておるわけですよ。だから、議長が真義を遵守しなかったということが発端じゃないかと思うんですね、議長。だから、先に議長が責任取って副議長が辞職するということであれば、それ議会みんな了解するでしょう。しかし、副議長だけ責任取るということは、そら片手落ちだと思えますね。よって、副議長に対してはですよ、今は結局、賛成討論反対討論の仕方になりますけれど、副議長には続投してもらいたいと。最大の責任は議長にあるということをはっきり申し上げておきます。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。質疑なしと認めます。

これから、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これから、採決をいたします。副議長の辞職を許可することに賛成の方は起立願います。

[起立なし]

○議長（永田義昭君） 全員、否決です。したがって、上田健一君の副議長の辞職は否決されました。

上田健一君の入場を求めます。

[上田健一議員 入場]

○議長（永田義昭君） 副議長の辞職の許可は不許可となりました。

-----○-----

日程第2 承認第7号 専決処分の報告及び承認について

○議長（永田義昭君） 日程第2、承認第7号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「議長、議長。討論はやらせてくださいよ。今日は討論の場ですから、やらせてください。」という者あり]

○議長（永田義昭君） 大体、昨日は討論をしておりません、と思います。ちょっと今、調べよりますので。

[「いや、だから議事進行してくださいよ。」という者あり]

○議長（永田義昭君） 昨日の審議は質疑までで終わっています。

これから、討論に入りたいと思います。討論・採決といたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

日程第2、承認第7号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 承認7号について反対の立場で討論をさせていただきます。

昨日の質疑の際に、町民環境課長のほうからいろいろと詳しく説明をいただき、ありがとうございました。

専決理由について、8月25日に専決されて8月31日に契約を交わしたと。今日は議会が議決するのは9月6日ですから、約10日、12日ぐらい。で、専決理由は何ですかという問いに関しては、契約して現地調査を行いたいという話でした。私はこの専決処分をやるにあたって、まずこの事業がどのくらいかかるのか。その事業の費用、それらもわからないまま契約をするというのはいかななものかと思えます。本来、この元旦ビューティ跡地に仮置き場を設けるにあたって、元旦ビューティさんと話をして土地代は幾らだ、整備については幾らかかるんだ、ですか

たトータルでおおむねこれぐらいかかる、まあ、予算には今回の補正に出ていますので、2,600万円ぐらいかかるだろう。ただし、あくまでも3月までだと。その予算と一緒に私は専決すべきではなかったか。逆に専決せずに、今回の補正予算ですべてを用地代も含めて、議会に提案すべきであると。10日ぐらいしかない、そんなに急々にこの専決をしなければいけない理由というのが見当たらない。専決については、ちゃんと謳ってあります。議会を招集してその議決を経ている間に、その時期を失するような場合を規定している。時期を失することはないんです。ですから、専決するにあたってはふぐわない、この予算は専決するにはふぐわない。

また、あとの予算でも出てきますが、なぜ元旦ビューティか。私はここは2万5,000平方メートルの元旦ビューティ跡地、本町にとって唯一の企業誘致の場所です。そういうふうに執行部から議会に報告がっております。昨日の商工観光課長の話にいきますと、2万5,000平米のうちの1万平米、瓦礫があっても県と協議して何ら問題ありませんという回答を得ましたが、私は非常に問題があると考えます。2万5,000平米、更地でここが企業誘致の場所ですよ。そういうふうに企業を誘致するためには必要だ。横に瓦礫が積まれたまま、残りの1万5,000平米、ここに企業誘致をとというのは、それはちょっと氷川町に来てくれる企業の方に悪い印象を与えてしまうのではないかと思います。

私は、元旦ビューティ跡地唯一の企業誘致場所としてとっておく。これは震災後の活性化のためにも、ぜひ企業誘致を優先すべきだと思います。

また、仮置き場の検討場所、いろいろと町民環境課長のほうから4カ所その他のことを言われましたが、1万平米以上なければいけない。私は、瓦礫は積んだままにして次から次に置くという処理の仕方をしようという感覚を持っておられるのかなと思っていましたよ。本来だったら、ある程度集まってそれを処理場に運ぶ。ある程度集まったら運ぶというやり方をすることであれば、5,000平米の2カ所でも交互にその処理をすることができるのではないかと。そういう意味では元旦ビューティ跡地での、私は仮置き場については非常に問題があるということで、今回の専決については反対いたしたいと思います。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第7号を採決します。本案は承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立多数です。したがって、承認第7号は承認されました。

-----○-----

日程第3 承認第8号 専決処分の報告及び承認について

○議長（永田義昭君） 日程第3、承認第8号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第8号を採決します。本案は承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、承認第8号は承認されました。

-----○-----

日程第4 議案第30号 氷川町職員の降給に関する条例の制定について

○議長（永田義昭君） 日程第4、議案第30号、氷川町職員の降給に関する条例の制定についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第30号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第31号 氷川町職員の退職管理に関する条例の制定について

○議長（永田義昭君） 日程第5、議案第31号、氷川町職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第31号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第32号 氷川町税条例の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君） 日程第6、議案第32号、氷川町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第32号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第38号 氷川町災害による被害者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について

○議長（永田義昭君） 日程第7、議案第38号、氷川町災害による被害者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。江崎悟君。

○5番（江崎 悟君） 反対討論がないようですので、賛成討論をさせていただきます。

私は今回、この氷川町の災害による国民健康保険税の減免に関して、素早い町長の対応に感謝申し上げておるところです。私はこの国民健康保険税の協議会の会長をやっていて、今回の国保税減免に関して調査をいたしました。その時に、本町における減免額というのが他の市町村に比べて、まあ国の基準に比べてという表現をしますが、比べて非常に低かったのでぜひ国の基準に合わせるような形でお願いできないだろうかということで、総務課長のほうに打診をしておりました。今回急きよ、この減免特例について、熊本震災に限っての減免特例についてすぐ議案を提出していただいた。私はこれについて町長に感謝申し上げたいし、この議案について

両手を上げたいくらい賛成をしたいと思っております。以上です。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第38号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第33号 平成28年度氷川町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（永田義昭君） 日程第8、議案第33号、平成28年度氷川町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。片山裕治君。

○8番（片山裕治君） 私は、反対の立場で発言いたします。

元旦ビューティ工業所有の土地の借地においては、宇城氷川インターチェンジ設置以前より、企業誘致の場所として町も推薦してきた場所ではないか。土地の借上げにおいて、早期の企業誘致が望めなくなります。また、元旦ビューティ工業におかれましては、ここ数年間は借地料で利益を上げられており、全く企業進出と雇用促進につながっていないことに対しても、納得いきません。

さらに9月から来年3月までの借地料、使用料及び賃借料、工事請負費で約2,600万円の支出であります。説明では、来年の3月までの期間で仮置き場を撤収しますと発言されましたが撤収できるのかも疑問であり、延長した際にはさらに経費が膨らみます。昨年の台風災害、今年の熊本地震などこれからも災害に見舞われ、産業廃棄物の仮置き場の必要性が想定されます。

そこで1つ提案いたします。家屋などの産業廃棄物仮置き場が2カ所に分け、1カ所を有佐駅前団地の南側に置き、2年後には分譲宅地として販売。次に、3号線沿いの土地を利用し、2年後に工業用地または商業用施設などに利用できるようにされたらどうか。また現在の元旦ビューティ工業の土地に企業が進出して来ないのであれば、氷川町で買い上げ、選果場などを含めた農産物の流通施設の建設を検討したらどうかということを提案いたします。もう少し検討していただきたい。

今回の予算にあたっては、さらに高額の予算につながりかねない予算の執行になると考えますので、私は反対いたします。

○議長（永田義昭君） ほかに討論はありませんか。松田達之君。

○7番（松田達之君） 今、片山議員の反対討論で、私も反対討論でしたいと思います
です。

町長、今片山議員がおっしゃるように、今、吉野選果場ですたい、選果場はやっぱり今度修理かれこれで、もう8,000万ですか。それだけんやっぱ元旦の跡地に選果場あたりもってくれば、私は良いと思っておるのですが、どういう町長の。

○議長（永田義昭君） いやそれは、討論です。

○7番（松田達之君） ああ、討論。ですけれど、その私はですね、やっぱり元旦の今一等地に廃棄物ば置けばあとの企業がですね、やっぱ今片山議員がおっしゃるように、あとはやっぱもう今、廃棄物がこづんであれば、もし、立派な企業が来るあれはないと思います。以上でございます。

○議長（永田義昭君） ほかに討論ありませんか。米村洋君。

○9番（米村 洋君） あのね、そのうちよっとね、議会議員としてね、ちょっとちょっと言っていることがよく理解できない。今、熊本地震において家屋・納屋等々たくさんな人たちが全壊、そして大規模半壊、半壊、これからどうやって復旧復興をやっていくかということが一番の要ですよ。それで解体においてはですよ、仮置き場がない。じゃあ県のほうが、仮置き場を設置してくれる。しかし品目は決まっている。非常にいつになるかわからない。しかし、環境省あたりは各自治体において仮置き場を設置しなさい、してもいいということを言っているわけですよ。そして、いろんな仮置き場、もう近々の課題として仮置き場を設置しなければ解体は絶対進まない。藤本町長が町内の業者に解体の業務を委託するという方針で、地元にも少しは利益を還元しなければならないという配慮から、こういうことを協会に依頼を委託をしたところ、協会はやりましょうと。私どもが解体から処理まで全部やりますからという、そういう返答をもらっていると聞いております。ところが、解体はすれど運搬まではするんだけど、災害の廃棄物は処理できない。町長としては、あれだけ協会が処理するというのを信じておられたと思います。

しかし、これはどこの今の熊本震災において、この処理においてはどこの自治体も困って苦慮している。それだったら行政が積極的に取り組まなきゃならないという姿勢で、いろんな候補地を選択されたと思います。その中で、この元旦ビューティの跡地を何で選択されたのかと、私はこの仮置き場をつくる時に、元旦ビューティの仮置き場を借りたらどうというようなことも言っておったこともあります。しかし、候補地を再三再三、結局各所選択されたと思いますが、ここは住隣者及びいろんな生活環境に支障を来さないという判断のもとに、そして今現在、元旦ビューティが企業を進出するという1つの計画があっても、今、現在はっきりしてい

ない。いついつに出て来るということもわからない状況の中、今、復旧復興を先にしなきゃならないという苦渋の選択をされたと思います。

皆さんね、今、やらなきゃならないのは、目的はそういう元旦ビューティという1つの企業の目的があれど、今、町民の人たちがどんな生活をしてこの地震というものに遭遇してですよ、どうやって自分たちの生活をしていこうと。それが、行政が率先してですよ、復旧復興に取り組む姿勢を見せなければですよ、とてもじゃないが地震の対応はできないと思っております。よって、これはぜひ、私は今現在1ヘクタール借りてみると、そういうような話ですが、1ヘクタールでは足りないのではないかという見解を示しております。だからこれは専決においても仕方なかったという見解でありますから、今後においてどんどん事業を、復旧復興のための事業を推進していただきたいと思って、賛成討論といたします。

○議長（永田義昭君） ほかに討論はありませんか。江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 私は反対の立場で討論させていただきます。

今、米村議員さんが言われたとおり、私は復旧復興本当に米村議員さんの言われるとおりだと思います。ただ、元旦ビューティ跡地2千数百万のお金をかけて整備しなければいけない。昨日の質問の中で、河川敷の話をしました。その時に県との協議はしていないという答弁です。ですから県に貸してください、いや台風が来て水量が上がってゴミがというのは、こちらの判断だと思うんですよ。持ち込み、台風の時にあそこに持ち込んでいるんですよ。だから県は私は貸してくれるんじゃないのかなと。まだ協議もしていない。面積的にも私は1万平米あるので、河川敷でも構わないんじゃないか。場合によっては生活環境のゴミ処理をした跡地利用、これもフェンスがちゃんと張ってあります。そういう所に仮置きをさせてもらって、随時処分場に持っていくというようなことをすべきだと思います。

よって、私はこの予算に上がっている災害等廃棄物仮置き場整備工事、この予算等については無駄なものじゃないかなと思います。ただ今回予算が上がっている災害復旧の住宅リフォームとか、それから地域支え合いセンター設置、これらの予算については本当に必要な予算だと思います。しかし、必要でない予算を計上されているというところについて、私は反対討論をいたしたいと思います。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第33号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立多数です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第34号 平成28年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（永田義昭君） 日程第9、議案第34号、平成28年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第34号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第35号 平成28年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（永田義昭君） 日程第10、議案第35号、平成28年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第35号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第36号 平成28年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（永田義昭君） 日程第11、議案第36号、平成28年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第36号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第37号 氷川町道路線廃止について

○議長（永田義昭君） 日程第12、議案第37号、氷川町道路線廃止についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 同意第1号 氷川町教育委員会委員の任命について

○議長（永田義昭君） 日程第13、同意第1号、氷川町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第1号を採決します。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時05分

再開 午前11時12分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま町長より、議案第39号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決しました。

-----○-----

追加日程第1 議案第39号 工事請負契約の締結について

○議長（永田義昭君） 追加日程第1、議案第39号、工事請負契約の締結についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） それでは議案第39号についてご説明申し上げます。

工事請負契約の締結でございます。竜北福祉センター給湯設備改修工事について、工事請負契約を締結するために、議会の議決を求めるものでございます。

契約金額といたしましては、7,090万2,000円。請負比率といたしまして91%でございます。契約の相手方は熊本県八代郡氷川町鹿島745番地4、株式会社上村工業、代表取締役、上村幸義です。

この議案を提出する理由といたしましては、竜北福祉センター給湯設備改修工事請負契約の締結につきまして、氷川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負の規定により、議会の議決が必要なため提案するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（永田義昭君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 今回の竜北福祉センター給湯設備改修工事、やっと契約にこぎ

つけられて、執行部の皆さん大変だったろうなと思いますが、この財源については行ったり来たりして、私も質問をさせていただいたことがあります。補助事業を取りに行くんだとかいろいろあって、財源の見直しをどうするんだとかという質疑をさせていただきました。最終的に、今日突然ちょっと出てきたので、この財源について私のほうでちょっと調査してくるのが、時間がありませんでしたので、今回のこの契約7,000万円についての財源が、最終的にどう決着したのか、どういう財源でやるのかというのを1つお聞かせください。

もう1つ、契約の目的が給湯設備改修であります。町内業者の上村工業さんが落札されていますが、この給湯設備がどういう職種で判断されているのか。たぶん7,000万円の内訳が上村工業さんが取れる土木建築工事が大半を占めているのかなとは思いますが、その工事の内訳、どういう中身になっているのか。7,000万円の財源の中身がどうなっているのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（増永光幸君） それでは、契約の財源の中身についてご説明を差し上げたいと思います。

現時点での契約金額7,090万2,000円の財源内訳といたしましては、まず設計の中身を精査してわけではございませんが、あくまでも現時点ということで。補助金の対象を約3,000万円、その3分の1が今回の補助金の対象になりますので、およそ1,030万円程度を補助金の対象になるかを見込んでおります。これに不足します部分を起債で、合併特例債を充当いたしまして、合併特例債の充当分を5,750万円程度見込んでおります。これにつきましては、事業の95%を充当可能な起債となっております。さらに交付税措置が70%ございます。元利償還金の7割を交付税でみてる優位なものでございまして、こちらを起債予定といたしております。

よりまして、一般財源の見込み額を交付税の充当額等々見込みまして、大体2,000万円程度が一般財源の充当になるのかという見込みを立てております。

財源につきましては、以上説明をさせていただきました。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。健康福祉課長。

○健康福祉課長（増永光幸君） 申し訳ありません。工事内訳につきましては、工事の概要としましては、江寄議員がおっしゃいましたとおり、内容的には老朽化しました給湯ボイラー1基とそれとタンクの1基、これをすべて撤去いたしまして、その後撤去した後の床の整地、さらに給排水設備の電源確保等の電気設備工事等を予定しております。なお、先ほど議員さんが質問されました内訳につきましては、申し訳ありません。こちらのほうで資料を持ち合わせておりませんので、詳しいご

説明ができませんことをお詫び申し上げます。以上です。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） 少し補足させていただきます。

今回の工事概要は、既設ボイラーの撤去をいたしましてヒートポンプ式給湯設備、エコ給湯へ換えるということで、その配管も含めたところで管工事を採用しております。管工事自体が7割以上になりますので、管工事の免許を持っている方で主任技術者1級、2級、それと実務経験者がある方を選びまして、町内の9業者に指名入札という形で行っております。以上でございます。

○議長（永田義昭君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 健康福祉課長の新任でありながら、素晴らしい説明でよくわかりました。ありがとうございました。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。河口涼一君。

○1番（河口涼一君） 併せてお尋ねをしますが、今ご説明にありました工事の時期と期間、そしてその間、今デイサービスとか対応されておられると思うんですが、これは宮原のほうでされるのか。そのへんのおわかりのところをお尋ねします。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（増永光幸君） 先ほど河口議員様のご質問に対しましては、今回の工事につきましての工期を平成29年1月10日までといたしております。お話にありますとおり、現在、竜北福祉センターのほうはデイサービス等々の利用がございまして、早急にこちらにつきましては業者さんと調整をいたしまして、なるべく入浴もしくはそういうデイサービス等の影響が出ないように調整をいたしまして、事業のほうに入りたいと考えております。以上です。

○1番（河口涼一君） いつからですか。

○健康福祉課長（増永光幸君） 契約の日からとなりますので、今回の議決をいただきましたら、今日から契約という形になります。以上です。

○議長（永田義昭君） いいですね。ほかにありませんか。松田達之君。

○7番（松田達之君） 今、福祉センターの事業に関して、昨年、露天風呂があるですたいね、福祉センターの露天風呂が。あそこ今、利用でけとらんとじゃなかとですか。今、実際、私も去年その話を聞いたわけですたい。その件に関して、温泉のあつですたい、ほう。露天風呂が今利用でけとらんとじゃなかとですか。その点ばお願いしたいと思っております。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（増永光幸君） ただいまの質問につきましては、現時点で露天風呂のほうは使用させておりません。これにつきましては、内容を検討して、継続してい

くのか等再度協議していきたいと考えております。以上です。

○議長（永田義昭君） よかですか。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議員派遣の件

○議長（永田義昭君） 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第15 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（永田義昭君） 日程第15、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。総務文教常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 16 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（永田義昭君） 日程第 16、産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。産業建設厚生常任委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました調査活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 17 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（永田義昭君） 日程第 17、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（永田義昭君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成 28 年第 4 回氷川町議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れでした。

-----○-----

閉会 午前 11 時 27 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日 氷川町議会議長 永 田 義 昭

平成 年 月 日 氷川町議会副議長 上 田 健 一

平成 年 月 日 氷川町議会議員 江 寄 悟

平成 年 月 日 氷川町議会議員 三 浦 賢 治